

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



平成 28 年 12 月 22 日

商 工 中 金

実特法に基づく届出書の提出について

平成 27 年度税制改正（平成 29 年 1 月 1 日施行）により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下、実特法）が改正され、平成 29 年 1 月 1 日以後の金融機関等との取引に関して「居住地国」等を記載した「届出書」の提出が必要となります。

- ▶ 外国の金融機関を利用した国境を超える脱税・租税回避に対処するため、OECD（経済開発協力機構）で策定された共通報告基準（CRS:Common Reporting Standard）に従って、金融機関が「非居住者」に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度が、平成 29 年 1 月 1 日より日本でも開始されます。
- ▶ 本制度の開始に伴い、お客さまにおかれましては、実特法に基づき、新たに国内に所在する金融機関等に居住地国※1 等を記載した届出書の提出が必要となります。
- ▶ 当該金融機関は、平成 30 年以後、毎年 4 月 30 日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります※2。

※1 居住地国とは所得税・法人税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。

※2 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

届出書の提出を要する場合、届出書の記載事項等の概要については、以下のリンクよりご覧いただけますのでご確認ください。

[「預金口座を開設されるお客さまへのお願い」](#)